

# 改善要望・改善報告書

|       |                    |    |   |    |
|-------|--------------------|----|---|----|
| 施設の名称 | 東大阪市立ウィルチェアスポーツコート | 令和 | 5 | 年度 |
|-------|--------------------|----|---|----|

## 第三者評価に基づく改善要望及び改善報告

(第三者評価で要改善事項とされた項目のうち、指定管理者・施設担当課の努力により改善余地がある事項。)

観点＝有効性、効率性、適正性、財務健全性、労働環境、その他の中から選択。

| No. | 観点    | 要改善事項                                                                                                                       | 指定管理者・施設担当課による改善報告<br>(令和7年1月31日時点)                                                                                                                                         |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 有効性   | 指定管理者:定期的なアンケートの実施がなされていないため、所管課と協議のうえ、効果的なアンケート実施方法について検討すべきである。                                                           | 令和5年度中に、上半期(5月)、下半期(11月)をアンケート週間と定め、令和6年度から約2週間アンケートを実施した。来場者がいつでも受付でアンケート回答できる様、アンケートQRポップの掲出する。利用者、教室参加者へメールでQR送付等を行わない。アンケート結果は、当月末日頃までに集計することとする。                       |
| 2   | 有効性   | 指定管理者:広報発信の方法について検討されているが、現状インターネットを利用した広報が施設のウェブサイトのみであるため、新規利用の端緒とするため積極的な広報に引き続き取り組んでいただきたい。                             | 指摘後すぐ、SNSの有効活用を検討し、令和6年度から、花園ラグビー場SNS(インスタグラム、X)を活用し、ウィルチェアスポーツコートの状況を広報活動として運用を行った。定期的なHPの更新(利用方法の案内、市事業、その他イベント)を月/1回を目安に更新。ウィルチェアスポーツコートで開催される市主催事業及び自主事業を発信し、認知の拡大を図った。 |
| 3   | 適正性   | 指定管理者及び所管課:品名、整理番号が表示されていない備品が散見されたため、市の備品の管理について、東大阪市財務規則に基づいた取扱いを行うべきである。また、所管課は指定管理者による市の備品の管理について、適切に指導とモニタリングを行う必要がある。 | 令和6年度中に、市と指定管理者において、施設にある備品について改めて見直し、適切に管理を行った。                                                                                                                            |
| 4   | 財務健全性 | 指定管理者:管理委託料が自主事業や他の事業に流用されていないかといった内容を確認するという区分経理の趣旨に鑑みると人件費の按分基準を明確にし、明文化することが必要である。                                       | 指摘後すぐに、明確な按分基準を定め、その基準に基づき、人件費を計上することとした。                                                                                                                                   |
| 5   | 財務健全性 | 指定管理者:保険料を含む経費について自主事業や他の事業に流用されていないかといった内容を確認するという区分経理の趣旨に鑑みて花園ラグビー場及びウィルチェアスポーツコートでの按分基準を明確にし、明文化することが必要である。              | 指摘後すぐに、明確な按分基準を定め、その基準に基づき、保険料等を計上することとした。                                                                                                                                  |
| 6   | 財務健全性 | 指定管理者:7月12日以降の小口現金出納帳の記帳が行われていなかったため、定期的な記帳を行うべきである。                                                                        | 指摘後すぐに、出納帳の記帳を行った。同時に、都度記入を原則とする旨改めて徹底を周知し、毎月10日頃、記入漏れが無いかを確認し記載漏れを防ぐよう対応を行っている。                                                                                            |
| 7   | 財務健全性 | 指定管理者:レジ締め記入用紙について、入金日の履歴がないものがあるのですべて記載すべきである。                                                                             | 指摘後すぐに、出納帳の記帳を行った。同時に、都度記入を原則とする旨改めて徹底を周知し、翌日のスタッフが確認し記載漏れを防ぐよう対応を行っている。                                                                                                    |